

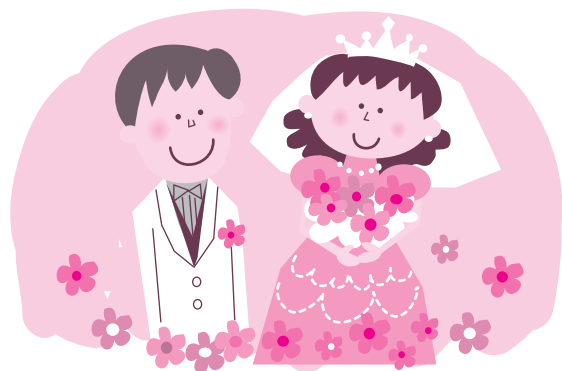
国 保



国民年金

年 金

こんなときはどうなるの？



Q 最近結婚して、厚生年金に加入している夫の扶養になりました。今まで国民年金を納めていましたが、何か届け出は必要でしょうか？

A 国民年金の第3号被保険者になる届け出が必要です。この届け出は配偶者の勤務先を通じて、健康保険の扶養の届け出と一緒にすることになっています。

国民健康保険に加入している人は、国民健康保険から脱退する手続きを市役所で行う必要があります。

また、第3号被保険者になると、国民年金保険料を個人で納める必要がなくなります。

ただし、一度手続きした後でも、配偶者が転職するときに厚生年金の加入期間に1日でも空白が生じるケースや、本人が短期間だけ勤めた後に退職し、再び配偶者の扶養となるケースでは、その都度手続きが必要ですので注意しましょう。

Q 現在勤めている会社を辞め、2カ月後に新しい会社で勤めることが決まっています。年金は新しい会社でも今まで通り厚生年金に加入することになりますが、その間の2カ月間は国民年金に加入しなければならないのでしょうか？国民年金保険料を2カ月分だけ納めても掛け捨てにはなりませんか？

A 例え2カ月間であっても、20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入しなければなりません。この期間に納めた保険料は将来もらえる年金のうち、老齢基礎年金の年金額に加算されますので、掛け捨てになることはありません。

会社を退職したときには、退職日の分かるものや年金手帳などを持って保険年金課、下総・大栄支所の窓口で国民年金への加入手続きをしてください。

もし、扶養している配偶者がいる場合には、その配偶者と一緒に手続きして、国民年金保険料を納めていただくことになります。



Q 会社員だった夫が60歳になり、定年退職しました。わたしは55歳ですが、国民年金の届け出は必要ですか？



A 保険年金課、下総・大栄支所で「種別変更」の届け出をしてください。

20歳以上60歳未満の人は、国民年金に必ず加入することになっています。その加入者は、第1号被保険者(学生、農業、自営業、フリーター、無職の人など)、第2号被保険者(サラリーマンなど)、第3号被保険者(サラリーマンの配偶者など)の3種類に分けられていて、種別が変わるときは届け出が必要です。

あなたの場合、ご主人が会社を退職したことによって、第3号被保険者から第1号被保険者になるための届け出が必要となります。

第1号被保険者になると、国民年金保険料は自分で納めることになります。納付には、手間がなく納め忘れのない口座振替や、まとめて前払いすると割引されるお得な前納制度がありますので利用してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。